

山梨県公報

号外第八十四号

平成二十一年

十二月一日

火曜日

目次

公 告

平成二十一年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度……………一

公 告

●平成二十一年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度
森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、
平成二十一年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和二十六年法
律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を定めたので、次
のとおり公表する。

平成二十一年十二月一日

山梨県知事 横 内 正 明

同一の単位とされる保安林 皆伐面積の限度

甲府地区水源かん養保安林	一、六〇四・八三ヘクタール
甲府地区土砂流出防備保安林	一六九・八四ヘクタール
甲府地区保健保安林	三・三六ヘクタール
笛吹川水源かん養保安林	一、一五八・三七ヘクタール
笛吹川土砂流出防備保安林	一〇七・八三ヘクタール
笛吹川干害防備保安林	〇・七二ヘクタール
鵜沢地区水源かん養保安林	一、七〇六・六三ヘクタール
鵜沢地区土砂流出防備保安林	一四一・二〇ヘクタール
鵜沢地区干害防備保安林	七・一二ヘクタール
鵜沢地区保健保安林	一一・五六ヘクタール
葎崎地区水源かん養保安林	一、一二三・〇〇ヘクタール
葎崎地区土砂流出防備保安林	五五一・六二ヘクタール

多摩川上流水源かん養保安林
 多摩川上流土砂流出防備保安林
 相模川中流水源かん養保安林
 相模川中流土砂流出防備保安林
 相模川上流水源かん養保安林
 相模川上流土砂流出防備保安林

七三〇・〇〇ヘクタール
 一六・〇六ヘクタール
 一、一二八・四七ヘクタール
 一四六・二八ヘクタール
 一二一・二六ヘクタール
 一七一・四四ヘクタール

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番